

あかりの家・ワークホーム高砂保護者会会則

制定 平成 15 年 5 月 1 日

改定 平成 15 年 9 月 1 日

改定 平成 21 年 4 月 1 日

改定 平成 26 年 6 月 1 日

第 1 章 総 則

会の名称・会員資格・職員資格

第 1 条 本会は、「あかりの家・ワークホーム高砂保護者会」と称する。

第 2 条 本会の事務局は、ワークホーム高砂内に置く。

第 3 条 会員は、ワークホーム高砂の利用者の保護者とする。

第 4 条 職員とは、ワークホーム高砂の職員とする。

目 的

第 5 条 本会は、ワークホーム高砂と保護者が力を合わせて、社会福祉法人あかりの家の健全な発展と福祉の増進に努め、自立更生をはかることを目的とする。

- 1) 利用者の加齢に伴う変化（心身ともに）の調査→支援の変化
- 2) 他施設保護者の会の活動調査→保護者会活動の進化
- 3) 利用者の生活場所の調査 設置に係る手続き調査→利用者のついの住家
- 4) 新たな仕事の創出→利用者の賃金確保及び上澄み

活 動

第 6 条 前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1) 保護者会の開催
- 2) 会員の親睦に関すること。
- 3) あかりの家後援会に入会し、その活動を行う。
- 4) その他にこの会の目的達成に必要なこと。

第 2 章 機 関

第 7 条 総会は、定期総会と臨時総会に分け、定期総会は毎年度始め（4 月～5 月）に開催する。

第 8 条 総会の成立は、会員の過半数の出席（委任を含む）を必要とし、議決は、出席の過半数以上の賛成を以ってこれを議決する。

第 9 条 臨時総会の成立は、役員会が認めた時に、又は会員の三分の一以上の要求があった場合に開くことができる。

第 3 章 役 員

役員・任期

第 10 条 本会には、次の役員を置く。

- 1) 会長 1 名
- 2) 副会長 若干名（1～2 名）
- 3) 会計 2 名
- 4) 会計監査 2 名

☆会長・副会長は、あかりの家後援会の役員（理事）を兼任する。

5) 臨時に目的達成のための役員（企画委員・顧問など）設置する。

第11条 役員任期は2年とし、改選年度の4~5月の総会により改選する。
ただし再任は妨げない。

第4章 会 費

会 計

第12条 本会の会計は、会費、その他の収入によって運営する。

第13条 本会の会計は月額4,000円とし、二ヶ月（奇数月）毎に8,000円収納する。
（納入方法は、郵便振込とし、一括納入も妨げない）

内 訳

保護者会運営	2,000円
ホーム基金	2,000円

但し、必要と認めた場合は、臨時会費を徴収することがある。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 本会の会計決算は、監査を受けて総会に報告し、承認されなければならない。

第5章 慶 弔

第16条 本会の会員・利用者及び職員の慶弔費については、次の通りとする。

- 1) 職員が結婚した場合、お祝い金10,000円と祝電
- 2) 会員・利用者及び職員が、死亡した場合に、ご香料10,000円と柩一對、及び弔電、
但し、柩廃止地区は、弔電のみとする。
- 3) 会員・利用者及び職員が入院（二週間以上）した場合は、5,000円をお見舞いとする。
- 4) 利用者及び職員が退所される場合、5,000円を餞別とする。
（但し1年以上在所、在職した場合のみ）
- 5) 職員の配偶者、及び第一親等が死亡した場合、5,000円のご香料とする。

第6章 そ の 他

付 則

第19条 本会の会則改廃は、総会の審議により決定する。